

# 「出入国管理及び難民認定法第五十五条の十七第一項の規定による医師等職員の兼業等に関する規則案」の概要について

出入国在留管理庁

## 第1 趣旨

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（令和5年法律第56号）の施行により、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）に医師等職員（入国者収容所又は地方出入国在留管理局の職員である医師又は歯科医師をいう。）の国家公務員法（昭和22年法律第120号）等の特例に関する規定が整備されることに伴い、新たに設けられる入管法第55条の17第1項の規定により内閣官房令・法務省令に委任されている事項等を定めるもの。

## 第2 概要

- 1 入管法第55条の17第1項に規定する内閣官房令・法務省令で定める施設は、次の（1）から（6）までに掲げる施設とする。
  - （1）労働安全衛生法第13条第1項に規定する産業医を選任すべき事業場
  - （2）介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
  - （3）警察等が取り扱う死体について、調査、検査、解剖等の措置を行う施設
  - （4）監察医として死体の検案又は解剖を行う施設
  - （5）精神保健指定医として職務を行う施設
  - （6）その他出入国在留管理庁長官が内閣総理大臣と協議して定める施設
- 2 出入国在留管理庁長官は、次の（1）から（4）までに掲げる要件の全てに該当すると認める場合に限り、部外診療を行うことを承認することができるものとする。
  - （1）入管法第55条の37に定める措置等に必要な能力の維持向上に資するものであること。
  - （2）兼業による著しい疲労その他の身体上又は精神上の理由により、職務の能率的な遂行に悪影響を及ぼすおそれがないこと。
  - （3）兼業することが、国家公務員としての信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるおそれがないこと。
  - （4）正規の勤務時間において、勤務しないこととなる場合においては、公務の運営に支障がないこと。
- 3 部外診療の承認の申請は、部外診療先における勤務時間、勤務の内容、部外診療の予定期間及び部外診療を必要とする理由等の必要事項を記載した書面により行うものとする。
- 4 出入国在留管理庁長官は、部外診療の承認に関する台帳を備え、これに部外診療を承認した年月日、部外診療先及びその職名等の必要事項を記載するものとする。

## 第3 今後の予定

施行日：令和6年6月上旬